

令和7年8月10日からの大雨の影響を受ける 中小企業者の皆様へ

熊本県では、令和7年8月10日からの大雨の影響を受ける中小・小規模事業者（個人事業主を含む。）の皆様に対し、熊本県独自の融資制度「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）」による資金繰り支援を実施します。

熊本県融資制度「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）」による支援

対象者	次の(1)又は(2)に該当する者 (1)令和7年8月10日からの大雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2)次の①又は②のいずれかに該当する者 ①令和7年8月10日からの大雨の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下、「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者 ②令和7年8月10日からの大雨の影響を受け、今後3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して減少する見込みの者
融資限度額	1企業 8,000万円 1組合 1億円
融資期間	1年以上10年以内（据置期間2年以内）
融資利率	2年以内 年1.50%以内 3年以内 年1.70%以内 5年以内 年1.85%以内 7年以内 年2.00%以内 7年超 年2.20%以内
保証料率	0.00% ※県補助後
担保	必要に応じて徴求
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
申込先	取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

※対象者(2)の申込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和7年8月10日からの大雨の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。

【取扱金融機関】

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合及び熊本県医師信用組合の本支店、並びに商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八親和銀行、宮崎銀行及び朝銀西信用組合の県内各支店

【お問い合わせ窓口】

熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課（TEL 096-333-2314）
制度の詳細は、県ホームページからご確認いただけます。

（<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50733.html>）

